

漁業経営改善支援資金融資推進事業（継続）

1 趣 旨

日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく改善計画の認定を受けた者（以下「認定漁業者」という。）が当該改善計画を実施するに当たって必要な漁船建造等の資金を融通している資金であるが、経営が順調である認定漁業者であっても、担保となる自己資産の保有状況により、融資物件以外の資産を担保とすることが困難な場合がある。

このため、意欲と経営能力が充分にある認定漁業者に対し、貸付けの際の担保物件を融資対象物件及び経営責任者の保証のみとすることにより、当該資金を活用した代船建造等を計画的、かつ、積極的に推進する必要がある。

2 事業内容

漁業経営改善支援資金の融資について、無担保・無保証人融資を行うことにより増加が懸念される不良債権に対応した必要額を日本政策金融公庫に出資することにより、無担保・無保証人融資を行うことを可能とし、認定漁業者が経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進を図る。

（融資枠） 27億円

3 事業実施主体

日本政策金融公庫

4 事業実施期間

平成23年度～

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

149,000千円（157,000千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

漁業経営改善支援資金融資推進事業

平成25年度概算決定額：149（157）百万円

漁業経営改善支援資金の融資について、無担保・無保証人融資を行うことにより増加が懸念される不良債権に対応した必要額を日本政策金融公庫に出資することにより、無担保・無保証人融資を行うことを可能とし、認定漁業者が経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進を図る。

補助対象：

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条第1項に基づく改善計画の認定を受けた者

補助率：

国 定額

事業実施主体：日本政策金融公庫

交付先：

国 ⇒ 日本政策金融公庫

